

令和4年4月11日  
(2022年)

保護者の皆様へ

吹田市教育委員会

#### 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間について

平素より、本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、標題の件について、濃厚接触者と特定された場合、感染拡大防止のため原則7日間の自宅待機と健康観察が必要です。ただし、検査で陰性が確認できた場合は待機期間が5日間へ短縮可能となる旨、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より事務連絡が発出されましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び、提供できる情報が入った場合はお知らせいたします。趣旨を御理解のうえ、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間が短縮となる場合

- (1) 自費検査として、薬事承認された抗原定性検査キットを使用し、4日目及び5日目で陰性が確認できていること。
- (2) 抗原定性検査キットを用いる場合は、鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること。
- (3) 待機期間が短縮した場合であっても7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認が必要となる。

※令和4年4月12日より適用し、家族内感染等で濃厚接触者となっている児童・生徒・教職員等すべての濃厚接触者が対象となります。